

会 議 記 録

会議名称	杉並区介護保険運営協議会（平成21年度第3回）	
日時	平成22年3月17日（水）午後2時00分～午後3時25分	
場所	杉並区役所中棟5階 第3・4会議室	
出席者	委員名	島内会長、古谷野副会長、秋山委員、阿部委員、飯田委員、岡安委員、川原口委員、喜多委員、くすやま委員、小平委員、菅沼委員、高橋委員、田中委員、藤林委員、宮城委員、村田委員、森安委員、山崎委員、吉藤委員
	区側	高齢者担当部長、保健福祉部管理課長、高齢者施策課長、介護予防課長、介護保険課長、障害者施策課長
	事務局	井上、坂井
傍聴者数	1名	
配付資料等		<ol style="list-style-type: none"> 1 認知症対応型通所介護事業所の指定等に関する意見聴取の結果報告について 2 地域密着型サービス事業所の指定について 3 地域密着型サービス事業所の指定及び更新について 4 地域包括支援センター事業評価における改善状況について 5 介護保険施設等の指導等の事務の一部委託について 6 更新申請における認定有効期間の見直しについて 7 3種類の保険料納付額をお知らせ 8 杉並区ホームページのリニューアルについて 9 厚生労働省による意見募集について
	会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者担当部長あいさつ 2 平成21年度第2回運営協議会会議録の内容確認について 3 認知症対応型通所介護事業所の指定等に関する意見聴取の結果報告について 4 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域密着型サービス事業所の指定について 5 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域密着型サービス事業所の指定及び更新について (2) 地域包括支援センター事業評価における改善状況について (3) 介護保険施設等の指導等の事務の一部委託について (4) 更新申請における認定有効期間の見直しについて (5) 3種類の保険料納付額をお知らせ (6) 杉並区ホームページ（介護保険）のリニューアルについて (7) 厚生労働省による意見募集について 6 その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 高齢者担当部組織の一部改正について (2) 日程等
会議の結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 認知症対応型通所介護事業所の指定等に関する意見聴取の結果報告について資料説明及び質疑応答 2 地域密着型サービス事業所の指定について資料説明及び質疑応答 3 地域包括支援センター事業評価における改善状況について資料説明及び質疑応答 4 介護保険施設等の指導等の事務の一部委託について資料説明及び質疑応答 5 更新申請における認定有効期間の見直しについて資料説明及び質疑応答 6 3種類の保険料納付額をお知らせ資料説明及び質疑応答 7 杉並区ホームページ（介護保険）のリニューアルについて資料説明及び質疑応答 8 厚生労働省による意見募集について資料説明及び質疑応答 9 高齢者担当部組織の一部改正について資料説明 10 認知症予防・介護予防情報誌配布の説明 11 杉並区介護保険データの分析資料の説明 	

高齢者施策課長	<p>定刻になりましたので、平成 21 年度第 3 回杉並区介護保険運営協議会を開催いたしたいと思 います。</p> <p>本日は、2名の委員が欠席ということでご連絡をいただいております。また、1名の委員に つきましては、遅れるというご連絡をいただいております。あと、取材の関係で、写真を撮ら せていただきたいという申し出がございましたので、ご了承いただければと思います。私から は以上でございます。写真の撮影はよろしいでしょうか。</p>
会長	はい。
高齢者施策課長	それでは、開会に先立ちまして、高齢者担当部長から開会の挨拶をいたします。
高齢者担当部長	<p>どうも皆様、本日はお忙しいところ、第3回の介護保険運営協議会にお集まりいただきまし て、誠にありがとうございます。</p> <p>早いもので、もう3月の半ばを過ぎまして、平成21年度も終わろうとしております。今年度 は新たな介護保険事業計画の初年度ということで、介護報酬の改定もございましたし、4月の 当初から認定の見直しについての見直しや、一旦凍結とか、暫定措置等、色々なことがありま して、制度を運営する側やサービスの提供者側には大変なこともあったと思いますが、おかげ さまでサービスを受けている方には、余り大きな影響は及ぼさないで済んだのではないかと思 っております。</p> <p>また、杉並区では、施設整備の面では、7月に特別養護老人ホームマイルドハート高円寺を 開設いたしました。また、この他に、開設ではないのですが、準備として、上井草の都 有地を活用した都市型多機能拠点、認知症高齢者グループホームやショートステイ、認知症デ イサービスを兼ね備えた施設ですけれども、同じような施設を堀ノ内の職員住宅の跡地にも事 業者を決定いたしまして、次の施設整備に向けて歩みを一歩進めたところです。</p> <p>また、西荻に予定しておりましたショートステイ専用施設、30床規模ですけれども、これも 1回目の公募の応募がゼロで、2回目の公募をしても、応募してくださった法人が1施設しか なく、なかなか難航しておりましたが、3回目に仕切り直しをしたところ3法人に応募いた だき、これもようやく無事に決まりました。今年度上半期には、事業者は余り積極的な事業拡大 意欲というんでしょうか、そこが大分冷えていたような気がするんですけども、下半期にな って少し積極的に色々な事業に展開しようという兆しがあるのかなと感じた次第です。そうい った意味で、区としてはたくさんあるのですが、施設建設を始め色々なことに着実に一歩ずつ 踏み出せたなと思っております。</p> <p>また、「介護の日」には「福祉のおしごとフェア」を開催しまして、118名の参加、事業者も 28社参加していただいて、結構活況を呈したなということで、これからの取り組みの1つの兆 しが見えたのではないかと感じております。</p> <p>今日は、議題、報告事項、その他色々ございますが、どうぞ委員の皆様には活発にさまざま なご意見を賜りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
高齢者施策課長	それでは、会長、以降、議事のほうをよろしくお願ひいたします。
会長	<p>それではまず、前回の議事録の確認をお願いいたします。訂正する部分がございますか。事 前に読んできていただいていると思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、訂正はなしということでご承認いただいて、次に進めさせていただきます。</p> <p>今年の1月に行いました資料1をご覧いただいて、認知症対応型通所介護事業所の指定等 に関する意見聴取の結果について報告をお願いします。</p>
高齢者施策課長	<p>昨年12月に急遽、認知症対応型通所介護事業所の申請がございまして、本来は事業所の指定 につきましてはこの協議会を開催し、審議いただくべき事項でございましたけれども、もう既 に次回を3月、今回という形で予定をしていたこと、また、申請が1件であったことなど、し かも年末年始といったところで、書面によって各委員の意見を伺わせていただきました。また、 認知症対応型共同生活介護事業所設備基準、いわゆるグループホームの設備基準の取り扱いに ついて厚生労働省から通知がありましたので、あわせてご意見を伺わせていただきました。年 明けの大変お忙しい中、貴重なご意見をお寄せいただき、本当にありがとうございました。</p> <p>各委員からいただいた意見につきましては、記載のとおりでございますので、簡単にご説明 をさせていただきます。</p> <p>まず、認知症対応型通所介護事業所の指定につきましては、委員全員の方に賛成という意見 をいただいております。提出されたご意見でございますけれども、「認知症の方は、歩き回る 方がいるので、隣のゆうゆう館等の連携が必要になるのではないか」というご意見、「認知症対 応型通所介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所を、今後の高齢化社会の社会資源と して増やし、有効に活用してほしい」という意見をいただいております。</p>

	次に、認知症対応型共同生活介護事業所設備基準の取り扱いについてにつきまして、委員すべての方が賛成するという意見をいただいております。提出されたご意見といたしましては、「認知症対応型共同生活介護事業所が不足しており、家庭での介護が厳しい中にあるので、賛成します。指定のチェックは定期的に行い、内容の充実に努めてください」というご意見や「まだ杉並区内の認知症対応型共同生活介護のユニット数が少ないので、増設してほしい」というご意見、また「待機の方を考えると3ユニット必要と思うが、人数が増えると職員も増し、体制も変わるので、新たな運営を考えた方が良いと思う。計画中の新規のものは体制が組みやすいと思う」というご意見をいただいております。急遽、書面でご意見をいただきまして、本当にありがとうございました。私からは以上でございます。
会長	何かありますか。どうぞ。
副会長	それで、どうされたのですか。あるいは基準のほうはどのようにされるのですか。
高齢者施策課長	事業所のほうは指定をさせていただきました。基準のほうも3ユニットまで区の中で設置をしていこうということで考えてございます。
会長	何かございますか。よろしいですか。 それでは、次に進めさせていただきます。 今度は資料2になりますね。資料2をご覧ください、地域密着型サービス事業所の指定について説明をお願いします。
介護保険課長	では、地域密着型サービス事業所の指定についてご意見を伺いたいと思います。資料2をご覧ください。 杉並区内に新設される地域密着型サービス事業所を新たに指定いたします。事業所の名称は、デイサービスつむぎ、所在地は西荻北五丁目4番15号です。サービスの種類は、認知症対応型・介護予防認知症対応型通所介護、認知デイです。定員は11名で、運営する法人は株式会社プロフェッショナルワークスです。指定予定年月日は平成22年4月1日を予定しております。 次ページ以降に指定申請書とデイサービスつむぎの平面図、そして平面図の裏面に法人の定款の一部を記載してございます。この法人は平成22年1月に設立され、施設としては初めて区内に開所いたしますが、管理者及び代表者は特別養護老人ホームやグループホームでの介護主任や管理者の経験がございまして、今まで大田区の社会福祉法人で管理者として勤務していたのですが、このたび独立して認知症対応型通所介護施設を杉並区内に開設することに至りました。 施設の概要につきましては、申請書の裏面のとおりでございます。建物は2階建てで、1階がデイサービスの場所となります。以上でございます。
会長	ただいまの説明につきまして、何か質問とかご意見はございますか。
委員	余り今の報告に沿った質問ではないかもしれませんが、一昨日ですか、読売新聞にワタミ社長の渡邊さんのコメントが出ていました。いわゆるこういう介護施設なり老人施設なり、民間型がふえてきている、これからもその需要がふえるだろうということなんですけれども、皆さん、ご存じのように火事で焼けた施設があるわけですね。例えばこういうところは住宅地が周りに密集しているところだと思うのですけれども、消防施設の基準が基本的にはあるわけなんですけれども、なかなかその辺が守られていないのが現実なのかなと思うんですね。その辺は、区側としてはどういった管理体制というのでしょうか、監視体制はどのようにお考えでしょうか。
介護保険課長	基本的には、例えば設備、人員につきましては、地域密着型サービスを始め介護保険施設には基準がございまして、基本的に人員基準、管理基準はこの基準に沿ってやっていただきます。逆にこれが達しない場合は開設できません。消防につきましては消防の基準にのっとってやっていただきます。今回の例ですと、消防署の書類は確認しております。 あわせて、地域密着型サービスにつきましては、実施指導が入りますので、20年度に関しましてはすべての施設を訪問し、消防訓練等の実施の有無を確認しています。もし実施していなければ、これは指摘事項ということで指摘しまして、改善報告を求めます。消防訓練等は毎年必ずやらなければならない事項でございますので、区としましては消防に関して、設備の細かいところまでは査察という形ではございませんけれども、確認できるところは確認しているのが現状でございます。
高齢者施策課長	一般の介護保険施設につきましては、この間、札幌で火事があったのもグループホームだという報道がされております。グループホームにつきましては、基本的には消防設備、スプリンクラーを設置するように、区としても補助金を出して誘導しているといったところで、基本的にはそういったものはほぼ整備されております。1カ所、国の基準で275平米未満については補助金が出ないという形で、未整備のところは1カ所ございますけれども、それについても今

	<p>どういう状況で計画をしているのか、介護保険課から照会をしている状況でございます。</p> <p>あと、昨年のおたまゆらという未届けの有料老人ホームの関係で、その後も区としましても調査いたしまして、5カ所区内にございます。ただ、実際にそこに調査に参りますと、一般の民家を改修して、10人以下の小規模の有料老人ホームになっておりまして、なかなか改修等が厳しい、難しい面がございます。ただ、そういった中でも、防火上の設備をしっかりと、東京都の指定を受けるようにということで、この5カ所に建築課のほうから指導しております。そのうち2カ所については、有料老人ホームとしての申請を出すという方向で今調整中、あと1カ所は、お預かりをするようなサービスではなくて、今後、認知症デイサービスに変更したいという相談も来ておりまして、現在対応中といったところでございます。</p>
副会長	<p>このトイレは大丈夫ですか。図面を見る限りは、一般の住宅のトイレ、そして浴室であるように見えるのですが、これで認知症対応型のデイサービスはできるのでしょうか。</p>
介護保険課長	<p>施設につきましては介護保険課の職員が現地確認しており、認知症デイサービスとして十分対応できると判断してございます。</p>
会長	<p>他によろしいですか。それでは、今度は資料3に移ります。</p> <p>議題のほうは資料2で終わりましたということで、ちょっと質問が出たりはしましたけれども、これでよろしいということでしょうか。あとは報告事項になりますので、順次進めていただきますが、資料3、地域密着型サービス事業所の指定及び更新について、どうぞお願いします。</p>
介護保険課長	<p>では、次に、地域密着型サービス事業所の指定及び更新についてご報告いたします。資料3でございます。</p> <p>まず、新規の指定ですが、区外の認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、2所を新たに指定いたします。いずれの施設にも他県に所有している自宅を売却したことに伴い、住民登録を子どもの住む杉並区に移動した杉並区民の方が1名入所しております。</p> <p>1点目、事業所名はグループホームいこいの里、所在地は埼玉県比企郡鳩山町、定員は18名で、運営法人は株式会社メディカル・コンサルタンツです。指定日は平成21年10月22日です。指定同意自治体は、申し訳ありません、「新宿区」と記載されておりますが、こちらは施設の所在地であります「埼玉県鳩山町」の誤りでございます。また、このグループホームいこいの里につきましては、下にアスタリスクで書いてございますが、平成22年1月1日付で入居者の方が子どもさんと同居して退居したため、指定の廃止となりました。</p> <p>次に、大和YMC Aグループホーム、所在地は神奈川県大和市です。資料3の所在地の記載が「山と」と平仮名になっておりますが、正しくは市と同じ名前で「大和」でございます。定員は18名です。運営法人は社会福祉法人横浜YMC A福祉会です。指定日は平成21年11月1日、指定同意自治体は神奈川県大和市です。</p> <p>次に、平成22年4月1日付で事業所の指定更新をいたしますが、その報告でございます。区内の認知症対応型・介護予防認知症対応型通所介護事業所の4事業所、グループホームでございますが、いずれの更新日も平成22年4月1日でございます。</p> <p>まず、高齢者在宅サービスセンター阿佐ヶ谷北ふれあいの家です。所在地は阿佐ヶ谷北一丁目2番1号、定員は24名です。運営法人は社会福祉法人杉樹会、「杉の樹」と書いて「さんじゅ」会と読みます。</p> <p>次に、デイサービス太陽別館です。所在地は松庵三丁目29番17号、定員は10名です。運営法人は有限会社メディカル・ケア・サービス山中です。</p> <p>次に、高齢者在宅サービスセンター永福ふれあいの家です。所在地は永福二丁目14番20号、定員は12名、運営法人は社会福祉法人サンフレンズです。</p> <p>最後に、高齢者在宅サービスセンター上井草ふれあいの家です。所在地は上井草三丁目33番10号、定員は10名です。運営法人は同じく社会福祉法人サンフレンズです。</p> <p>次に、平成22年4月1日付の区外の認知症対応型・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、1所の指定更新でございます。</p> <p>事業所名はグループホームなごみ浅草、所在地は台東区浅草、運営法人は株式会社大起エンゼルヘルプ、指定更新日は平成22年4月1日でございます。指定同意自治体は東京都台東区です。杉並区民の方が1名入所してございます。</p> <p>次に、事業所の指定更新をいたしましたので、ここでご報告させていただきます。区内の認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であります。上井草グループポエンデ、所在地は上井草四丁目3番22号、運営法人は有限会社グループポエンデです。定員は27名、更新日は平成21年12月1日です。</p>

	<p>次に、区外の認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、2所の指定更新でございます。事業所名はせらび新宿、所在地は新宿区北新宿です。運営法人は株式会社日本ケアリンクです。更新日は平成21年12月1日、指定同意自治体は新宿区です。</p> <p>最後に、もえぎ三鷹上連雀、所在地は三鷹市上連雀です。運営法人は株式会社ビアンです。更新日は平成22年1月1日です。指定同意自治体は三鷹市です。いずれの施設にも、記載の人数の杉並区民の方が入所してございます。以上でございます。</p>
会長	何か質問とかご意見ございませんか。
副会長	内容についてではないのですが、むしろこの手続き問題ですね。先ほどの指定がありましたけれども、これは区内の事業所の指定だから、事前に郵送で意見を聴取する形をとった上で指定をしたと。今回、資料3にあるのは、区外施設、区外事業所で、その設置されている自治体の同意があるので、これは報告で処理をする。それから、区内であっても、指定事業所の指定更新に関しても同様に報告で処理をするし、もちろん区外施設の更新も報告で処理をするということに、これからのことも含めてしていくという理解でよろしいですか。
介護保険課長	副会長のおっしゃるとおりでお願いしたいと思っています。
会長	すごく遠いところも埼玉とかあるのですけれども、そういう場合は、実際には指定していくときに見るチャンスとかをつくってはいらっしゃるんですか。
介護保険課長	基本的にはその現場までは行っておりません。ただし、この場合は埼玉の鳩山町でございますが、鳩山町は指定自治体としては必ず現地を確認しているので、もし地元の指定がとれなければ、杉並区としては基本的に同意はしないということになります。
会長	何かありますか。よろしいですか。それでは、次に進めさせていただきます。次は資料4に移っていきますが、地域包括支援センター事業評価における改善状況について報告をお願いします。
高齢者施策課長	<p>地域包括支援センターの事業評価につきましては、昨年10月にこの運営協議会に事業評価の結果についてご報告をしております。その中で、概ね適正に事業を行っていたのですけれども、一部に改善を要する項目があったため、Cランクとなった3つのセンターについて改善すべき内容を指摘し、指導・助言を行いました。これに対して、12月中旬に3つのセンターから改善状況の報告がありまして、区としても訪問調査を行い、改善状況を確認しましたので、報告させていただきます。</p> <p>具体的な改善結果、代表的な事例でございますけれども、まず1番目のセンターとしては、高齢者虐待防止、権利擁護事業で対応に若干のおくれがあったという指摘をしております。これに対する対応として、現在は虐待事例に関しチームをつくり、協働体制で早期対応に努めている。困難事例は専門家に相談し、対応のポイントを関係者で共有するなど対応している。権利擁護事業は、家族介護教室や地区の民生委員協議会、あんしん協力員との会議等で情報提供する機会をつくり、支援を必要とする高齢者の掘り起こしに努めているという形で改善がなされたということでございます。</p> <p>2つ目のケア24、地域包括支援センターは、介護予防事業の普及啓発活動の一部に積極性に欠ける場所があったという評価に対しまして、現在はミニ講演会や自治会の集会等で積極的に介護予防の普及啓発を実施しております。また、近隣のゆうゆう館では、定期的に情報提供をする機会を得られ、普及啓発に努めているという状況になってございます。</p> <p>3つ目のケア24ですけれども、定期的なミーティングがなく、情報の共有が図れていない面があったと。毎朝のミーティングで全職員の1日の行動を確認するとともに、情報の共有を図っております。各種会議（センター長会、各区内をブロックに分けたブロック会、あんしん連絡会、地域ケア会議等）の後、タイムリーに職員間の情報共有を図っているという状況でございます。私からは以上でございます。</p>
会長	いかがでしょうか。
副会長	この3つのセンターからの改善状況の報告を受けまして、1月27日に地域包括支援センター事業評価委員会を開催いたしました。そして、この報告のとおりで結構であるということにいたしました。その後、前回の介護保険運営協議会でご指摘いただいたご意見であるとか、あるいは来年度に向けての事業評価についての検討をすることにしておりまして、本日もこの協議会が終わった後に委員会を開催する予定になっております。
会長	そういう経緯があって、今日報告がありましたということですが、よろしいでしょうか。それでは、よろしければ、次に移りたいと思います。資料5に移りますけれども、介護保険施設等の指導等の事務の一部委託について報告をお願いします。

介護保険課長	<p>介護保険施設等の指導等の事務の一部委託についてご報告いたします。資料5をご覧ください。</p> <p>平成18年度の介護保険法の改正により、区市町村が介護保険事務の一部である「事業者に対する実地指導事務」について、都道府県が指定した法人に委託できることになり、平成21年5月に東京都が受託法人を指定したため、当区も実地指導の一部を委託する予定でございます。</p> <p>委託の目的は大きく分けて2つございます。専門性の確保と指導事業所の拡充でございます。職員が指導する際に、複雑な介護保険の運営基準、人員基準、加算条件について、専門家からの助言を得るのが1つの目的です。2つ目としましては、区内の事業所に対しまして、昨年は71所の指導に入りましたが、これからも地域密着型等事業サービスがふえてくることが予想される中で、毎年、指導に入る体制を確立したいということでございます。</p> <p>業務の流れと委託内容でございますが、この表の中の受託法人という欄が主に今回委託する法人の事務でございます。右の杉並区というのは保険者の事務でございます。事前準備としまして、事前に保険者と打ち合わせをした上で、当日、区の職員とともに介護保険施設等に出向き、人員や運営、費用の算定などに関する基準に照らし、個別の介護給付等対象サービスの取り扱いや介護報酬の請求等の適正について確認をいたします。その後、講評における質疑応答、また、事後打ち合わせの後、実地指導結果報告書の案づくりまでが委託内容でございます。あくまでも指導の実施主体は保険者である杉並区であり、対象事業所の決定や指導結果に対する通知は保険者である杉並区が行います。受託法人は、専門知識を生かした助言及びこの委託をした案件に関する結果報告書の案づくりまでとなっております。</p> <p>予定の受託法人ですが、資料5の下欄に記載してございます。東京都ではこの受託法人はこの1所だけです。法人名は財団法人東京都福祉保健財団、事業所名は事業者指導・支援センターです。本年度は18区市が204件の指導を委託予定で、次年度は杉並区を含め新たに9区市の保険者が委託予定です。なお、委託料は1件6万3,000円で、杉並区は来年は10件の委託を予定しております。</p> <p>なお、実際の委託契約につきましては、杉並区の個人情報審議会に諮問し、了承された後に実施する予定です。以上でございます。</p>
会長	<p>ご質問、ご意見、いかがですか。</p> <p>この1件6万3,000円というのはどうやって決まっているんでしょうか。</p>
介護保険課長	<p>ほとんどが人件費と聞いております。この実地指導を受託する団体がケアマネの資格を持った職員を雇う、その給料という形で、今の受託件数に合わせると、大体この金額になるそうです。ただし、この受託が増えてくれば、この金額は低くなると東京都では申しております。</p>
副会長	<p>10件の事業所の内訳をもし想定されているのであれば、伺いたいというのが1つ。</p> <p>それからもう一つは、区の指導対象が実際には71カ所と上のほうに書いてありますね。そのうち委託が10カ所と出てきていますので、そうすると、その兼ね合いは今後どういうふうにしていくご予定なのかお聞きしたいと思います。</p>
介護保険課長	<p>正直申しまして、まだ具体的にはどの事業所にこの10件を振り分けようかというのは未定でございます。資料5の裏面に、昨年度並びに今年度の対象事業所が掲載してございます。ここにも書いてございますが、こちらの受託法人ができるのが居宅介護支援事業所と訪問介護事業所、あと認知症グループホーム、通所介護、認知デイという5事業者ということでございますので、この中で来年度の計画の中で時期等を検討していきたいと思っております。</p>
委員	<p>この指導は、区内事業所が500所、昨年71所の実績なんですけれども、この指導というのは本来だどどのぐらいのペースで毎年行わなければならないのか、ただ、実績としては数が多くてそこまでできていないとか、その状況をお伺いしたいと思います。</p>
介護保険課長	<p>平成18年から地域密着型サービスができて、基本的にそれまで都が主体的に指導を行っていたものを区が実質的に始めたのが昨年、20年度からです。そして、区内で大体500所の事業所がありますが、杉並区では21年度は52カ所ほど予定しています。次年度以降は年間大体80カ所程度、実施指導に入りたいと思っています。</p> <p>具体的には、22年度には80カ所、23年度には82カ所、24年度は81カ所、25年度は81カ所ということで、25年度までに居宅介護事業所と高齢者虐待や身体拘束が起こりやすいと思われる入所系、通所サービス事業所については全数、その他のサービスについては大体半数をカバーしていきたいと考えております。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>今ご質問がありました委員さん、よろしいですか。</p>
委員	<p>じゃ、特に基準というか、ルール、何年に一遍回らなければならないという、そのあたりは</p>

	<p>どうなんでしょうか。その点、再度お願いします。</p>
介護保険課長	<p>特に基準等はありませんので、例えば施設が少なければ毎年入れることになりまして、対象のサービスによっても違いますので、先程少しお話ししましたが、サービスのプランづくりをする居宅介護支援事業所、入所系を中心として、また区民の方から要望・苦情等があった施設、あるいは、例えば前年度大きな指摘事項をして、その検証をするために次年度も入るといこともございますので、必ず何年に1回回ってくるという基準は特にございません。</p> <p>ただ、指導といいますと、何か間違いを発見するのではないかと、何か悪いところを行政が、保険者が見つけるのではないかとという思いがあるようですが、決してそうではございませんで、事業者の方とよりよいサービスをつくるために一緒になって考えて、例えばプランづくりでも、長期のプランがなければ、これは長期、短期、中期と3つのプランをつくるんですよということを示していくということをごさいます、決して間違いや不正を探すということが目的ではございません。</p>
会長	<p>他にございませんか。では、資料の5番を終わらせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>その次、資料6であります。更新申請における認定有効期間の見直しについて報告をお願いします。</p>
介護保険課長	<p>更新申請における認定有効期間の見直しについて報告いたします。資料6をご覧ください。</p> <p>更新申請の有効期間については、杉並区においては平成17年4月9日の杉並区介護認定審査会全体会において現在の有効期間が定められましたが、昨年12月に実施された東京都の「介護保険法等に基づく平成21年度技術的助言」において指摘を受けたため、更新申請者の介護認定の有効期間について見直しを行います。</p> <p>東京都の指摘事項は、「要介護から要支援、または要支援から要介護の判定の場合について、有効期間を12カ月としている状況が認められたが、本来は新規認定として取り扱うことになっており、有効期間は6カ月間である」というものでございました。</p> <p>これを受け、平成22年4月1日からの申請につきましては、これまで要支援1及び2から要介護1の場合、12カ月、要介護2以上の場合は24カ月としてきた有効期間をすべて6カ月といたします。また、要介護から要支援1・2と判定された場合は、これまで12カ月としてきたものをすべて6カ月といたします。表の部分のちょっと太くなっていますゴシック字のところの変更の箇所がございます。また、あわせて、これまで運用上の取り扱いで12カ月としてきました要介護1と判定された更新者の有効期間につきましては、他の要介護2以上の方と同様に、24カ月として事務量の増加に対処します。表の網かけの部分該当となります。</p> <p>なお、新規更新者及び区分変更者の有効期間については、従前どおり6カ月で変更はございません。ただし、要介護1で「状態不安定」と判定された場合の有効期間は従前どおり6カ月となります。</p> <p>平成20年度の対象人数は記載のとおりで、対象とされる方の人数と延長される方の人数はほぼ同数となります。</p> <p>なお、この見直しにつきましては、3月13日に開催されました認定審査会の全体会でご提案をし、了承されております。以上でございます。</p>
会長	<p>それでは、今の認定の有効期間についていかがでしょうか。</p> <p>ちょっと理屈みたいなものがもしわかれば、何でこうなっているのかというのは、何か説明があったんですか。</p>
高齢者担当部長	<p>少し補足で説明いたします。</p> <p>今まで一定の法の規定はあるのですけれども、ローカルルールも用いてきたということなのです。それは認定審査会で決定していただいていたのですが、その中で、今回、太字で示しています見直し後の有効期間6カ月としていたのは、12カ月としてきたものがあるのですが、それは本来は6カ月でなければいけないのですけれども、そこまで細かく見る必要はないのではないかとということで12カ月にしておりましたが、今回、それを東京都から指摘されてしまい、ルールどおりにやらなければいけないということです。</p> <p>そうすると、今度、業務量もかなり増えてしまうんですね。今まで24カ月以内であればいいというのを細かく12カ月で見ていたものがこの網かけで示したもののなのです。そこは杉並区は自主的に丁寧にやっていたんですけれども、そのところを規定どおり24カ月にしないと、こっちの6カ月にするということに対応しきれなくなるということで、両方あわせて今回、ローカルルールを国のルールに従うようにしたというのが趣旨でございます。</p>
会長	何かございますか。
委員	ちょっと教えていただきたいのですけれども、3番の対象人数のところがございますね。今

	日、介護予防課課長がいらっしゃいますので、少しお聞きしたいんですけども、要支援から要介護になる方が699人、この内容はここからの数字では余りよく把握できないんですけども、介護予防事業を通じてその辺の成果がありや否やというところをもしお答えいただければ。
介護予防課長	要支援の方は新予防給付なので、介護予防事業とは違うものです。特定高齢者対象の介護予防事業は力を入れてやっておりますけれども、この要支援から要介護になる方699人と、介護予防との関係については、詳細を把握できておりません。
会長	他にございますか。
副会長	要介護から要支援、要支援から要介護と変化をしたところの有効期間を6カ月にするということがメインだったと思うので、それはいいのですが、その反対の有効期間を長くしたほうですね。その中でも、要介護1から要介護1という、要するに変化がなかった分に関しては有効期間を24カ月に延ばす。ここは何となくわかるんですが、その下のほうですね。要介護2～5だった人が要介護1になったと。中にはかなり大きな変化の人もいるように見えるわけですが、この人たちについて有効期間を24カ月にしてしまうのはちょっと乱暴かなという気もいたしますが、いかがでしょうか。
介護保険課長	原則として要介護1も24カ月にするというので、現在も基本的には個別判定しておりますので、個人々人については、例えば急性期ですぐ変わるなどという方に関しましては、従来も24カ月を12カ月にする、12カ月を6カ月にするということをしていますので、もし副会長がおっしゃるような事例でしたら、委員会のほうで短縮いたします。
副会長	そうすると、有効期間の上限が規定されているというふうに考えればよろしいですね。
介護保険課長	おっしゃるとおりでございます。
会長	では、よろしいでしょうか。他にございますか。 それでは、次に参りますが、資料7に入っていきます。「3種類の保険料納付額をお知らせ」というタイトルになっていますが、それについての報告をお願いします。
介護保険課長	「3種類の保険料納付額をお知らせ」について報告いたします。資料7をご覧くださいませ。なお、この資料7は、裏面にも圧着はがきの見本が書いてございます。 何種類かの新聞に掲載されておりましたので、ご覧になった方もいらっしゃるかもしれませんが、本年1月25日に国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の各制度で支払われていた保険料の年内納付額の内訳を一通の通知書でお知らせするサービスを23区で初めて開始いたしました。確定申告における社会保険料控除につきましては、被保険者本人の方が国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険でそれぞれ払った保険料の領収書を保管し、申告時に合算するのが一般的でございますが、領収書の紛失や還付金の発生などにより支払った保険料の正確な金額がわからなくなる場合が多く、確定申告の時期には「1年間納めた保険料の金額を知りたい」と、電話や、直接窓口にいらっしゃる方が多数いらっしゃいました。 さらに、各制度を担当する課が介護保険課、国保年金課、国保年金課では国民健康保険担当と後期高齢者担当と3つの課に分かれていましたので、最大3カ所の窓口で確認する必要があり、電話についてもそれぞれ電話を回すという形になっていましたので、手間も時間もかかっておりました。本年度からさらに国保料の特別徴収も始まったため、さらに混乱が予想されるのではないかと懸念されておりました。 こうした状況を受け、今年度から国保年金課と介護保険課が連携し、このほど3種類の保険料の年内納付額を一通の通知書でお知らせすることといたしました。具体的な通知書は資料5の裏面に記載してございます。圧着はがきを開いていただく形で、3種類の保険料ごとに普通徴収分、特別徴収分、それに合算をした納付済み額計のそれぞれの金額が内訳として表形式で記載されており、社会保険料控除額として使える数字が一目でわかるようになっております。この通知書は対象者約18万人に送付いたしました。実際はこの黒い部分が赤くなっておりまして、もう少しわかりやすい内容になっております。 結果につきましては、この納付額のお知らせのはがきを発送した最初の年だったので、「このはがきは何ですか」という問い合わせが結構ありまして、電話が激減したというまではいかなかったんですが、昨年までと比べて「保険料を教えてください」と来庁した方は明らかに少なくなったというのが職員の感想でした。以上でございます。
会長	親切にこういうふうに分けてくださったので、多分住民にとってはすごくいいサービスじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。
委員	私もいただいた1人で、大変助かりました。ご説明がございましたとおり、本来、個人がこういった書類を保管して、個人の責任でやるのが原則だと思いますけれども、実態はそうはいかないということで、役所の事務量煩雑を少しでもやわらげようとお金もかかるかもしれま

	<p>せんけれども、それはよくわかっています。</p> <p>あと、これはことし暫定的におやりになったのか、ずっと恒常的におやりになるのか。</p> <p>それから、この資料を見ましたら、税の計算上も正しい計算ができる、そういった書類にも役立つんじゃないかということから、杉並区だけだとおっしゃいましたが、管内の税務署あたりの反応もよろしいのではないかという気もいたしておりますが、その辺、もしございましたら。</p> <p>それと、従来からこういう3つの数字が打たれたものがあつたかどうかわかりませんが、この書類を作成することによって、各担当課が何か副次的と申しましょうか、何か事務上、すごく参考になったというものがもしございましたら、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。</p>
介護保険課長	<p>3点のご質問で、1点目につきましては、一度システムをつくりましたので、もちろん来年もぜひ継続していこうと思っております。</p> <p>2点目の税でございますが、今回、あくまでも3保険料ということでございましたので、税金についてはまたちょっと内容が異なりますので、今後の検討課題かなと思っております。</p> <p>3点目につきましては、今年は先程電話が減らなかったということを少し申し上げましたが、毎年、この時期、1月下旬から確定申告のときまでは電話が鳴りっ放しで仕事にならないという状況で、なおかつ、介護保険課では後期高齢者の保険料はわかりませんので、さらにその電話を「国保年金課の高齢者医療係に回します」ということで、そこでまた窓口に出た者がまた同じ質問をして、同じ答えをして、「では、今度は国保収納係に回します」という手間があり、区民の方にとっても、または職員にとっても、この事務の手間がなくなるということは非常に大きな効果があつたのではないかと認識しております。</p>
副会長	<p>今のご質問のうち2番目の点は、確定申告の社会保険料控除の記載が正確になることによって、税務署のほう喜んでというようなことはなかったですかというご質問だったですね。</p> <p>それから、3番目の質問は、窓口が空いたということだけではなくて、3つの同じような対象の方たちが同じように支払っている保険料を何か一本化する方向とか、あるいは窓口や行政の体制の組織面での連携が強化されるとか、そういう効果はありましたかというご質問だったと思っております。</p>
介護保険課長	<p>失礼しました。2点目につきましてはまだ税務署からコメントをいただけていないので、どうかわかりませんが、多分そういうことが間違いなくあるのではないかとと思っております。</p> <p>また、これに対して、今まで保険料がわからないがために、例えば医療費控除とかできなかった方が、この通知をすることによって、色々な軽減措置や確定申告等ができるようになったのではないかとと思っております。</p> <p>3点目については、なかなか一本化というのが、各制度も違いますし、所管ももちろん違うのですが、それは今後の大きな課題かなと思っております。</p>
委員	<p>実は確定申告の時期になると、居宅の介護事業所、訪問介護事業所、訪問看護事業所とかにも問い合わせが殺到するのが事実なんです。それは結局、利用者さん、要支援の方だったり、要介護の方でご自分ではできない。けれども、後見を使うほどの認知症でもない。そのぐらいの方が一番こういうのはすごく大変で、では、どこができるんですかということ、こここのところに頼めばやれますというところが実際問題としてないという現状がすごくあるので、区としてこういうところで支援するみたいなのをもうちょっと考えていただくことはできないかなと思ったりするのですが、いかがでしょうか。</p>
介護保険課長	<p>基本的に税の申告のお手伝いという形になるので、区役所や税務署で開催する無料の税務相談をご利用いただければと思います。またはお近くでしたら、確か区民センター等でも、確定申告の無料相談をしていますので、そういう機会を是非ご利用していただくということで、なかなか難しいかもしれませんがお願いいたします。</p>
委員	<p>おっしゃるとおりなんですけれども、実際、本人がそこに行って、あるいは家族でもいいです。わかっている方はいいのですけれども、例えば介護保険とか、そういう後見人制度がありますね。例えば後見人をお願いしてそれができるかということ、ここも疑問符がついてくると思うんです。ですから、確定申告とか、限られたこと総論的なことではなくて、各論的なところでそういうことが理解できる後見人、あるいはこういう書類作成ができる人を育てていくのも、マンパワーとしてはこれから必要になってくるのではないかなと思うんです。</p> <p>ですから、先程の委員さんのご質問の中では、要するに言うのは易しなんです。本当にそのとおりだと思います。ただ、実際、僕も自分のおやじやおふくろを在宅介護してきて、いろいろ</p>

	<p>ろ苦労したことがあるんですけども、やはりその部分はすごくこんがらがっちゃうんですね。僕は横浜なんですけれども、市役所から来る通知とか、色々なものを見ても、整合性がとれないときがあるんです。その部分がある程度すみ分けできれば、こういう部分も非常に活かされてくる部分だと思うんですね。ただ、縦の整合性がとれないと、やっぱり税申告ということになると全く難しい部分に入ってしまうと思いますので、この辺は要一考かなと思います。</p>
高齢者担当部長	<p>何も申し上げられないのですけれども、そういうことも1つの課題だということはよく認識しましたので、何か次に考えていく1つのヒントにしたいと思います。ありがとうございます。</p>
会長	<p>それでは、よろしいでしょうか。資料7の議論については終わりにさせていただいて、今度、資料8になりますね。杉並区ホームページ（介護保険）のリニューアルについてということです。どうぞ。</p>
介護保険課長	<p>杉並区ホームページ（介護保険）のリニューアルについて報告いたします。資料8をご覧ください。</p> <p>現在、区のホームページの中にある介護保険のホームページについては、なかなか検索が難しいとか、更新がされていないとか、掲載内容がわかりにくい等の課題があったため、よりわかりやすいホームページを目指してこのたびリニューアルいたしました。</p> <p>主な改善点として3点挙げさせていただきます。1点目は、これが一番大きいんですが、介護サービスと空き情報のシステム変更でございます。従来、介護サービスと空き情報については、事業者やサービス、例えば居宅介護支援事業者がケアプランをつくることができるとか、または訪問介護事業者がまた新たに契約を結ぶことができるという空き情報を検索できるシステムとしてスタートしましたが、空き情報を更新するのが事業者ご本人となっていたため、いろいろ業務が忙しい中、最新の空き情報が掲載できず、古い情報が長くずっとそこに残っている。場合によっては2006年の情報が残っているというのが課題になっていました。</p> <p>今回、杉並区では、他区で導入しております介護保険事業者情報システムを採用し、空き情報がより必要なサービスに限定して空き情報を提供することといたしました。このシステムでは、ホームページ上の更新手続きについては、このシステムを運営する事業者が更新することになります。現在のところ、この空き情報を掲載する予定の事業者は、居宅介護支援事業者、短期入所生活介護（ショートステイ）それと通所介護、老人保健施設、この4所です。この4つのサービスの空き情報について、このシステムの中に空き情報として掲載する予定でございます。</p> <p>2点目は、介護保険制度の説明項目の拡充です。従来、4項目に分けて分類を掲載していましたが、7項目に細分化し、項目名を改め、情報や表現も区民にわかりやすく、かつ詳細にすることにしました。</p> <p>3点目は、ホームページからダウンロードできるような書類に拡充いたしました。</p> <p>変更時期でございますが、区内介護サービス事業所の検索につきましては、介護保険事業者情報システムが稼働する5月中旬まで、ワムネットで対応します。他の項目については、既に平成22年2月から変更済みでございます。</p> <p>区のホームページ上であるため、まだまだ制約があり、必ずしもわかりやすいホームページには十分ではありませんが、今後も改善に努めていく予定です。なお、裏面にホームページの構成を記載してございますので、ぜひご自宅にお帰りになりましたら、この項目からクリックしていただきまして、ホームページをご確認いただければと思います。以上でございます。</p>
会長	<p>いかがでしょうか。使いやすいというか、情報がわかることでサービスをどこだったら受けられるとか、何がどこに行けるとか、行けないとか、そういうこともわかるということですので、便利にしたということであります。</p>
委員	<p>この空き情報のシステムについての更新はどのくらいのスパンで行われるのかということと、あと、他区で導入しているシステムを採用したということなのですけども、これは例えば同じシステムをいろんな区が共有化しているというイメージでいいのかどうか。</p>
介護保険課長	<p>2点目のご質問につきましては、おっしゃるとおりです。共通のユーシステムというところの画面に飛ぶという形です。例えば都内全域のショートステイの空き情報をこの事業者が確認して、その情報をユーシステムに掲載するという形になります。区の介護保険のホームページとは全く別立てになります。</p> <p>1点目うでございますが、今それは調整しているのですけれども、2週間から1カ月のスパンで事業者にファクスで向こう2カ月間、または1カ月間の空き情報を求めまして、その状況をホームページ上に反映するという形になっています。</p>
副会長	<p>このホームページを利用する人として、どういう人を想定していらっしゃいますか。</p>

介護保険課長	まず、今考えている利用者は一般区民の方と介護保険の関係者の方で、介護保険関係者の方は、空き情報で言えば、ショートステイについてはケアマネさんが利用し、一般の方については、老人保健施設や居宅介護支援事業者の空き情報を見るのではないかと思います。また、事業者の情報も載せていますので、一般の方も事業者情報を見るのではないかと想定しています。
副会長	そうしますと、例えば先程の空き情報なんかは、主としてケアマネさんに見てもらいたい情報ということになりますか。
介護保険課長	ケアマネさんについては、多分、ショートステイとか老健のところをケアマネさんが見るのではないかと考えております。一般の方は、居宅介護支援事業者と老健を見るのではないかと。ショートステイも場合によっては当然見ることもあると思います。
副会長	そうだとすると、例えばケアマネさんから見て使い勝手がいいかどうか、あるいは一般のご本人の方というよりは家族の方だろうと思いますが、家族の方から見てどうなのかということの検証がやっぱり必要なのではないと思うのですが、その辺を何かやる工夫をしていますが、いかがですか。
介護保険課長	今回、初めて行いますので、今後、ケアマネさんの、事業者連絡会と居宅介護支援事業者の連絡会を通しまして、ご意見があればそれを反映していきたいと思っています。杉並区だけのシステムではないので、ほかに今、都内で10区このシステムを利用していますので、どこまで反映できるかわかりませんが、できるだけ反映していきたいと思っています。特に老人保健施設については、今回、杉並区が初めて行う空き情報システムの検索になりますので、これについてはなるべくいろんな情報をその中に、例えば送迎つきとか、そんなところができるかどうかわかりませんが、細かい注文をしていきたいと思っています。
会長	よろしいでしょうか。 それでは、その次に移らせていただきます。今度、資料9になりますかね。厚生労働省による意見募集について報告をお願いします。
介護保険課長	厚生労働省による意見募集について報告いたします。資料9をご覧ください。 現在、厚生労働省では、広く利用者、事業者、従事者、自治体等関係者の皆様から、次の2点について意見を募集しておりますので、報告いたします。 1点目は、介護保険制度に係る書類・事務手続きの見直しに関する意見についてでございます。内容としましては、別紙1のとおり、具体的な見直し案まで求めているもので、どちらかというと、介護保険の事業者の方や保険者からの意見を募集するのが目的だと思います。 募集期間は3月31日まで、提出方法及び提出先は記載のとおりです。この所管は厚生労働省老健局振興課です。 この情報が2月の中旬に参りましたので、広報すぎなみ3月1日号、それと杉並区のホームページ、地域包括支援センター（ケア24）及び区内事業者の方へ連絡いたしました。 2点目は、介護保険制度に関する国民の皆様からの意見募集についてでございます。内容としましては、別紙2でございます。 4～5ページあるものですが、内容を見ていただきますと、どちらかといえば、一般区民の方から介護保険全般に関する意見を募集するものと考えております。募集期間は3月31日まで、提出方法及び提出先は記載のとおりでございます。なお、この所管は厚生労働省老健局総務課でございます。 この通知が来たのが2月の下旬で、一番早い広報すぎなみが3月21日号でございましたので、3月21日号に掲載する予定のほか、杉並区のホームページに掲載するとともに、事業者の方の集まり等で情報提供しております。以上でございます。
会長	よろしゅうございますか。
委員	この結果の取りまとめなり、その後の対応等につきましては、現時点で何かわかっているものはございますでしょうか。
介護保険課長	現時点では、厚生労働省がこの結果を今後の介護保険施策に反映したいということだけであって、具体的にいつまでにまとめて、どういう形で報告するということは、掲載してございません。
会長	他にはございませんか。 それでは、事務局からその他連絡事項がありますでしょうか。お願いします。
高齢者施策課長	それでは、私のほうから。高齢者担当部組織の一部改正ということで、本年4月1日から、今日席上配付した資料で、高齢者担当部の組織及び事務の移管を行いますということです。 1点目が、課の名称変更ということで、「介護予防課」の名称を「高齢者在宅支援課」に改めるものです。介護予防課という名称は、平成18年からちょうど介護予防事業が入ってきたとき

	<p>にこういう名称に変更したのですけれども、その前は高齢者在宅サービス課という名称だったと思います。その翌年に、たしか高齢者福祉に関する事務が福祉事務所から移管されまして、介護予防だけではなく、いわゆる福祉事務所の行っていた在宅支援といったものを担当するようになったということで、去年、一昨年あたりから、高齢者の在宅を支援している仕事のほうが大きいのではないかと指摘も区民の方から受けていたことございまして、今回、名称変更をするものでございます。</p> <p>2点目が事務の移管ということで、現在、高齢者施策課のほうで地域包括支援センターの管理、高齢者の緊急通報システム、いわゆる火災警報器ですとか、そういう日常の見守り的なところも高齢者施策課で行っておりますが、それにつきましては、今度、高齢者在宅支援課の管理係に移管をします。この表の2段目になりますけれども、管理係のほうに日常生活サービスに関する緊急通報システム、あと災害要援護者ということで火災警報器ですとか、家具転倒防止の関係の事務を移管します。それから、地域包括支援センターも移管をします。</p> <p>では、介護予防課にあった事務をどうするのかということで、順番は逆ですけれども、高齢者施策課には介護予防事業を移管します。現在、高齢者施策課のほうでもいわゆる健康増進事業という形で、ゆうゆう館を使った事業をやっておりまして、この介護予防事業もそういった延長線上にある事業だということで、元気な高齢者の施策の一環として介護予防事業を実施していくという形で、4月1日から組織を改めるものでございます。組織改正については以上でございます。</p>
会長	<p>いかがでしょうか。何かご質問はありますか。</p> <p>実際の対象者の利用の仕方から、こういうふうに変えたほうがむしろいいのではないかと判断のようです。よろしいですかね。</p>
高齢者施策課長	<p>高齢者施策課と介護予防課の場所ですけれども、人数の関係で、高齢者施策課が今の介護予防課のところに移ります。それで、介護予防課が高齢者在宅支援課となって、今の高齢者施策課のところに移ります。</p>
介護予防課長	<p>次に私から、カラー刷りの折り込み情報誌を配付させていただいておりますので、簡単に説明させていただきます。</p> <p>この配付させていただいているものは、今年の3月3日に新聞折り込みの中に入っていたものですので、もう読んでいただいている方もいらっしゃると思います。実はこの認知症予防・介護予防情報誌というのは、19年度からこういった情報誌を使って普及啓発をしようということで始めたもので、今回お配りしたものが5つ目です。19年度2回、20年度1回、21年度2回、情報誌を配布させていただいて、手にとってじっくり読んでいただくためのものでございます。</p> <p>内容はかなり努力しまして、わかりやすく、見やすく、読みやすく、写真もいっぱい載せて、区の事業として行っているものだけではなくて、地域包括支援センターの仕事や地域の中で皆様がどんな活動をしていらっしゃるかとかいうことを入れたものになっております。もしお読みでなければ、是非お読みください。よろしくお読みいたします。</p>
副会長	<p>来年度からは施策課の仕事ですか。</p>
高齢者施策課長	<p>そのとおりでございます。</p>
会長	<p>それでは、組織のことはこれで、多分、仕事の合理的な運営上、このほうがいいという判断ですので、実際にやられてそういうふうを考えていらっしゃるの、よろしいでしょうか。</p> <p>何か質問はありますか。よろしいですか。</p> <p>そうしたら、もうこれで一応その他のところをやってしまったんですが、もう一つ、今配られた資料につきまして、何か折れ線グラフでいろいろ変化を見てくださっていますので、ご説明をお願いしたいと思います。</p>
高齢者担当部長	<p>時間があつたらと思っていたら、少し時間もあるようなので、今お配りいたしましたけれども、杉並区の介護保険のデータです。</p> <p>9つグラフがありますけれども、左側の2列と右側の一番上、7つのグラフが1つの分析です。右の2つはまた違うデータの分析なんですけれども、この7つのほうをまず先にご説明したいと思います。</p> <p>左上のグラフをご覧いただきたいのですが、要支援・要介護者の推移ということで、平成13年4月に要支援または要介護の認定を受けた1万人の方が今どうなっているかということなんです。下に示してある13.4、14.4というのは13年4月、14年4月ということで、21年4月まで書いてありますけれども、21年10月1日のデータまで入っていますから、8年と6カ月の経緯を見たというものです。</p>

	<p>左上を見ますと、1万人のうち4分の3ぐらいの方がお亡くなりになっていて、4分の1ぐらいの方がまだご存命でいらっしゃるということで、それをそれぞれ最初の状況ごとに見たのが残りの6つの図です。左側の列の2番目、真ん中の段を見ますと、13年4月に要支援だった方は結構短い時間に要介護に移られたと。18年の要支援1、2のときにまた若干、要介護から要支援の割合がふえていますけれども、13年4月から8年半たってもまだ要支援のままいらっしゃる方も10%以上いらっしゃるということです。</p> <p>左下の要介護1を見ると、やはり6割、7割近くの方はもうお亡くなりになっていて、要支援1で残っていらっしゃる方はいないんですけれども、要介護2以上には進行しながらもいらっしゃるということで、さらに要介護2、3、4、5と行くにつれてお亡くなりになっている方の割合が高いということです。</p> <p>これでどうだと言っても、特に何もないわけですが、要はこの残っていらっしゃる方が施設にいらっしゃるのか、在宅なのか、最初の年齢は幾つだったとか、どういう病気を持っていて、在宅の介護はどういうふうを受けていたのかとか、そういうことがわかると、もう少し役に立つんですけども、なかなかこれだけやってもらうのも役所の中でも結構大変なことで、また、個人情報の問題もあって、なかなかいじれないんですけれども、こういうことで少し全体のパターンとか、こんな形で動いていくということのイメージのご参考になればということでお示しをしたものです。</p> <p>それから、右側の下の2つは、よく言われている所得の低い人ほどサービスの利用ができないのではないかとということがあるのかなということで見えたものです。下に書いてあります1~11は保険料段階です。ですから、基準が4で、それ以降、段階が高くなるにつれて高額所得の方です。</p> <p>上のほうの図を見ていただきますと、一番下のところの施設入所の人の割合ですね。黒く塗られているところがサービスの利用率がゼロの人、つまりサービスを受けていない人です。保険料段階が1の方は生活保護の方が多いので、ゼロという形になっています。これはお金を負担していないということです。だから、1の方は余り参考にならないのですが、2以上の方を見ますと、サービスの利用率が100%の人の割合は、保険料2段階から11段階まで余り変わりはないんだと。100%使う人は結構使っています。</p> <p>施設入所の割合で見ると、第4段階と第5段階の人が少ないんですね。この辺は、特定施設に入っているか入っていないかとか、そういうことが関係しているのかもしれないと思います。第6段階以降の人の施設入所が多いのは、ただ、実際、施設に入らないでサービスの利用状況で見ると、そんなに変わらないかもしれないというのがこの図からは見てとれるのではないかと思います。</p> <p>その下の図ですけども、第1段階の方を除いて、第2段階から第11段階までのそれぞれのサービスの利用率ですね。居宅サービスの利用率を見ますと、一番右のところにありますように、合計、全体で見ますと、保険料段階とサービスの利用率に関係はないようにも見えます。ただ、要支援2のところを見ますと、保険料段階の高い所得層ほど利用率が高い。あるいは要介護5でもそんな感じが見られますが、逆に要介護1、要介護2、要介護3の場合には、保険料段階の高い人のほうがサービスの利用率が低いということになってしまっていて、これはもしかすると、居宅にいないで、むしろ施設に入ってしまったことがこういう影響に現れているのかもしれないということです。これもまだまだ生煮えのデータですので、もう少し工夫して見やすくできればと思っておりますが、せっかく介護保険課の職員も協力してデータを出してくれたので、今日ご紹介させていただきました。以上です。</p>
会長	<p>どうもお疲れさまです。これはなかなか他の区でも出せなくて、どこも全国的に変化のパターンを見たい、見たいと言いながなかなかできないのに、よくやっていただいたと思っています。この中で1つ、いわゆる非該当になってしまったら本当は一番いいんですけども、そういう割合は全く出なかったと。この図で見る限りはちょっとわからないんですが、どこかにありますか。</p>
高齢者担当部長	<p>左側の真ん中の図を見ると「非該当・非更新」と、かすかにあるんですね。</p>
会長	<p>ああ、要支援の人が非該当になったんですね。それで、そのまま非該当で今も続いている。</p>
高齢者担当部長	<p>個人的に入れかわりはあるのかもしれないです。数的にはこのぐらい残っていらっしゃるということで。</p>
会長	<p>入れかわりはもちろんありますね。わかりました。 いかがでしょうか。ご質問、ご意見があっても、またこれ以上にするのもなかなか大変だと思うのですが、アイデアを出していただいたら。でも、これはすごい貴重なデータです、本当</p>

	に。全国的にも何も出ていないですから。もうちょっとまた時間があったりされたら、さらに先ほどおっしゃっていたように、施設利用が多くなっているからどれかが少ないんじゃないかとか、そこら辺はちょっとわからない部分ですね。それと、有料のところに入っている人たちが多分多いんじゃないか、その利用率の高い人たち。
高齢者担当部長	最初に全部想定して職員に頼んでいけばいいのですけれども、後から気づいて、もう一回頼むというのなかなか難しいところもありまして、また機会を見て、少しその辺のデータも出してもらって、お知らせできればと思います。
会長	どうもありがとうございました。
高齢者施策課長	その他のところで、次回の日程の関係ですが、今回はまた調整させていただきたいと思えますけれども、6月下旬ぐらいで調整をさせていただければと思ってございます。よろしく願いいたします。
会長	では、6月下旬あたりで次の会を行いますということです。 では、今日はこれで、どうもご協力ありがとうございました。終わります。